

学校における感染症と出席停止について

お子さんは、下記の病気のため学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで学校を休ませてください。なお、医師により治療証明書を記入していただき、登校する日に持参させてください。

新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザについては、学校ホームページに掲載の入力フォームに保護者が入力してください。医師による治療証明書は必要ありません。

	病 名	出席停止の期間
第 一 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限り) 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 中東呼吸器症候群 鳥インフルエンザ (H5N1)	治療するまで
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限り)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1型を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 三 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

きりとりせん
治療証明書

____年____組 氏名_____

感染症名_____月____日～____月____日まで出席停止